



(注)根拠法令の表記については、以下のとおり略しています。

法	→ 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)
施行令	→ 介護保険法施行令(平成10年12月24日政令第412号)
施行規則	→ 介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
居基	→ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)
居解	→ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)
居費	→ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
居留	→ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)
予基	→ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)
予解	→ =居解
予費	→ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
予留	→ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号:別紙1)
条例35	→ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年07月10日 条例第35号)
規則82	→ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成24年09月28日 規則第82号)
条例36	→ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年07月10日 条例第36号)
規則83	→ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則(平成24年09月28日 規則第83号)

第1 人員基準

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
1 一体的な運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅サービス、介護予防サービスの指定を併せて受け、同一の事業所で、一体的に運営されているか。 利用者数（居宅： <input type="text"/> 人、 予防： <input type="text"/> 人） ※記入日の前月末時点</li> </ul>	はい・いいえ	条例35第20条第3項(居基第60条第3項) 条例36第20条第3項(予基第63条第3項)
2 看護職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護職員の員数は常勤換算方法で、2.5人以上となっているか。 常勤換算後の員数( <input type="text"/> 人) ※理学療法士等は除く</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第43条第1項第1号、第3項 (居基第60条第1項第1号のイ、第2項) 規則83第44条第1項第1号、第3項 (予基第63条第1項第1号のイ、第2項)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護職員のうち、1名以上は、常勤職員となっているか。 ※理学療法士等は除く <input type="checkbox"/> すべての看護職員等の資格者証を確認し、整理しておくこと。 (内訳) 保健師( <input type="text"/> 人)、 看護師( <input type="text"/> 人)、 准看護師( <input type="text"/> 人) ※理学療法士( <input type="text"/> 人)、 ※作業療法士( <input type="text"/> 人)、 ※言語聴覚士( <input type="text"/> 人)</li> </ul>	はい・いいえ	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護職員以外の事業との兼務は、適切か。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>通所介護事業所との「連携」を行う場合、通所介護に係る時間を訪問看護事業所の看護職員の勤務時間に含めていないか。 (連携先: <input type="text"/>)</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	
3 管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>常勤の管理者を配置しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	条例35第21条第1項、第2項 (居基第61条第1項、第2項) 条例36第21条第1項、第2項 (予基第64条第1項、第2項) ※その他の場合 居解第3の三の1の(2)の③ 予解第4の一
	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理者の職種は適切か。 * 職種( <input type="checkbox"/> 保健師・ <input type="checkbox"/> 看護師・ <input type="checkbox"/> その他 ) * その他の場合やむを得ない理由( <input type="text"/> ) ※ 管理者の長期間の傷病又は出張等のやむを得ない理由により、保健師・看護師以外の者を管理者とする場合においても、可能な限り速やかに常勤の保健師・看護師の管理者が確保されるよう努めること。</li> </ul>	はい・いいえ	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>兼務は適切か。 <input type="checkbox"/> 指定(介護予防)訪問看護事業所の管理業務に支障がないときは、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。 ※併設入所施設の看護業務(管理業務含む)は不可。 * 兼務状況( <input type="text"/> )</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>実務経験は適切か。 <input type="checkbox"/> 医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験があること。 <input type="checkbox"/> 関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましい。</li> </ul>	はい・いいえ	

## 第2 設備基準

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
1 設備に関する基準	・利用申込みの受付、相談等の事業の運営を行うための必要な広さの区画を有しているか。(面積要件なし)	はい・いいえ	条例35第22条第1項(居基第62条第1項) 条例36第22条第1項(予基第65条第1項) 居解第3の三の2 予解第4の一
	・(介護予防)訪問看護に必要な設備及び備品等を備えているか。特に手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。 例)滅菌器、手洗い場、洗濯機、必要な物品(消毒液等)の保管箇所、訪問看護用携帯品(訪問カバン)	はい・いいえ	

## 第3 運営基準

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
1 内容及び手続の説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(介護予防)訪問看護の提供の開始に際し、利用者又は家族に重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について同意を得ているか。</li> <li>※相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。</li> <li>※重要事項説明書に盛り込むべき内容</li> <li>① 運営規程の概要 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 事業の目的及び運営の方針</li> <li><input type="checkbox"/> 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li><input type="checkbox"/> 営業日及び営業時間</li> <li><input type="checkbox"/> 内容及び利用料その他の費用の額</li> <li><input type="checkbox"/> 通常の事業の実施地域</li> <li><input type="checkbox"/> 緊急時等における対応方法</li> <li><input type="checkbox"/> 虐待の防止のための措置に関する事項(令和6年3月31日までは努力義務)</li> </ul> </li> <li>② その他の重要事項 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 従業者の勤務の体制</li> <li><input type="checkbox"/> 事故発生時の対応</li> <li><input type="checkbox"/> 苦情処理の体制</li> </ul> </li> </ul>	はい・いいえ	条例35第24条【準用第8条】 (居基第74条(準用第8条)) 条例36第24条【準用第18条】 (予基第74条(準用第49条の2))  ①説明状況 <input type="checkbox"/> 全員に説明済み <input type="checkbox"/> 一部に未終了(未終了者 <span style="background-color: #ccccff; border: 1px solid black; padding: 0 5px;"> </span> 人) <input type="checkbox"/> 説明未済 ②同意状況(書面同意が望ましい) <input type="checkbox"/> 契約書による同意 <input type="checkbox"/> 重要事項説明書による同意 <input type="checkbox"/> 別途同意書による同意 <input type="checkbox"/> 口頭同意のみ <input type="checkbox"/> その他( <span style="background-color: #ccccff; border: 1px solid black; padding: 0 20px;"> </span> )
2 提供拒否の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 (特に要介護度や所得の多寡を理由に拒否していないか。)</li> <li>※提供拒否の正当な理由</li> <li>① 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合</li> <li>② 利用申込者の居住地が事業所の通常の事業の実施地域外である場合</li> <li>③ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</li> </ul>	はい・いいえ	条例35第24条【準用第9条】 (居基第74条(準用第9条)) 条例36第24条【準用第18条の2】 (予基第74条(準用第49条の3))
3 サービス提供困難時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用申込者の病状、事業所の通常の事業の実施地域等を勘察し、適切なサービス提供が困難である場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)への連絡、他の事業所の紹介等を行っているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	規則82第46条(居基第63条) 規則83第47条(予基第66条)

4 受給資格等の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確認しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第54条【準用第12条第1項】 (居基第74条(準用第11条第1項)) 規則83第55条【準用第39条の6第1項】 (予基第74条(準用第49条の5第1項))
	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供を行うに際し、その意見を考慮しているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	規則82第54条【準用第12条第2項】 (居基第74条(準用第11条第2項)) 規則83第55条【準用第39条の6第2項】 (予基第74条(準用第49条の5第2項))
5 要介護認定等の申請に係る援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護(要支援)認定を受けていない利用申込者に対しては、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	規則82第54条【準用第13条第1項】 (居基第74条(準用第12条第1項)) 規則83第55条【準用第39条の7第1項】 (予基第74条(準用第49条の6第1項))
	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護(介護予防)支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときには、要介護(要支援)認定等の有効期間が終了する30日前には、更新申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	規則82第54条【準用第13条第2項】 (居基第74条(準用第12条第2項)) 規則83第55条【準用第39条の7第2項】 (予基第74条(準用第49条の6第2項))
6 心身の状況等の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護(介護予防)支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療又は福祉サービスの利用状況の把握に努めているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第54条【準用第14条】 (居基第74条(準用第13条)) 規則83第55条【準用第39条の8】 (予基第74条(準用第49条の7))
7 居宅介護(介護予防)支援事業者等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>(介護予防)訪問看護の提供に当たっては、居宅介護(介護予防)支援事業者等との密接な連携に努めているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第47条第1項(居基第64条第1項) 規則83第48条第1項(予基第67条第1項)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(介護予防)訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護(介護予防)支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第47条第2項(居基第64条第2項) 規則83第48条第2項(予基第67条第2項)
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定(介護予防)訪問看護の提供の開始に際し、利用申込者が法定代理受領サービスの提供を受けるための要件に該当しない時は、法定代理受領サービスの提供を受けるために必要な援助を行っているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	規則82第54条【準用第16条】 (居基第74条(準用第15条)) 規則83第55条【準用第39条の10】 (予基第74条(準用第49条の9))

9 居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅(介護予防)サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った(介護予防)訪問看護を提供しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第54条【準用第17条】 (居基第74条(準用第16条)) 規則83第55条【準用第39条の11】 (予基第74条(準用第49条の10))
10 居宅サービス計画等の変更の援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者が居宅(介護予防)サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護(介護予防)支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	規則82第54条【準用第18条】 (居基第74条(準用第17条)) 規則83第55条【準用第39条の12】 (予基第74条(準用第49条の11))
11 身分を証する書類の携行	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者等から求められたときは提示しているか。</li> </ul> <p>※この証書等には、事業所の名称、看護師等の氏名を記載するものとし、看護師等の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。</p>	はい・いいえ	規則82第54条【準用第19条】 (居基第74条(準用第18条)) 規則83第55条【準用第39条の13】 (予基第74条(準用第49条の12)) 居解第3の三の3の(10) (準用第3の一の3の(9))
12 サービスの提供の記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>(介護予防)訪問看護を提供した際には、提供日及び内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第54条【準用第20条第1項】 (居基第74条(準用第19条第1項)) 規則83第55条【準用第39条の14第1項】 (予基第74条(準用第49条の13第1項))
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(介護予防)訪問看護を提供した際には、提供日及び具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録し、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法によりその情報を利用者に対して提供しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第54条【準用第20条第2項】 (居基第74条(準用第19条第2項)) 規則83第55条【準用第39条の14第2項】 (予基第74条(準用第49条の13第2項))
13 利用料等の受領	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定代理受領サービスの場合は、利用者から介護報酬の1割又は2割又は3割相当額の支払を受けているか。(利用者の負担割合は「介護保険負担割合証」で確認)</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第48条第1項(居基第66条第1項) 規則83第49条第1項(予基第69条第1項) 居解第3の三の3の(2)の① (参照居解第3の一の3の(11)の①)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定代理受領サービスとそうでないサービスの場合の利用料の額に不合理な差額を設けていないか。(1時間30分以上の長時間看護等、全額自費負担の場合等)</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	規則82第48条第2項(居基第66条第2項) 規則83第49条第2項(予基第69条第2項)

13 利用料等の受領 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定代理受領サービスに係る支払い以外で、下記の費用以外の費用の支払いを受けていないか。</li> <li>※ 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合に利用者から徴収することができる交通費等運営規程に定めたもの。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	規則82第48条第3項(居基第66条第3項) 規則83第49条第3項(予基第69条第3項) 居解第3の三の3の(2)の① (参照第3の一の3の(11)の③)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者等にサービスの内容や費用について説明し、同意を得ているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	規則82第48条第4項(居基第66条第4項) 規則83第49条第4項(予基第69条第4項) 居解第3の三の3の(2)の① (参照第3の一の3の(11)の④)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・また、上記費用の額が個別・具体的に重要事項説明書等に記載されているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	条例35第24条【準用第8条】 (居基第74条(準用第8条)) 条例36第24条【準用第18条】 予基第74条(準用第49条の2)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスを提供した費用の支払いを受けた際、利用者等に領収証を交付しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	法第41条8項 法第53条7項(準用第41条8項)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の領収証には、保険給付による額とその他の費用による額を区分して記載しているか。(その他の費用についてはそれぞれ個別の費用毎に区分されていることが必要)</li> </ul>	はい・いいえ	居施行規則第65条 予施行規則第85条(準用第65条)
14 保険給付の請求のための証明書の交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定代理受領サービスに該当しない(介護予防)訪問看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した(介護予防)訪問看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	規則82第54条【準用第22条】 (居基第74条(準用第21条)) 規則83第55条【準用第40条の2】 (予基第74条(準用第50条の2))
15 (介護予防)訪問看護の基本取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は予防(介護予防)に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第49条第1項(居基第67条第1項) 規則83第50条第1項(予基第75条第1項)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの質の自己評価を行い、常にその改善を図っているか。</li> <li>* サービス自己評価の方法( )</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第49条第2項 (居基第67条第2項(法第73条第1項)) 規則83第50条第2項 (予基第75条第2項(法第115条の3第1項))
16 (介護予防)訪問看護の具体的取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第50条第1項第2号 (居基第68条第1項第2号) 規則83第51条第1項第3号 (予基第76条第1項第7号)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(介護予防)訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行っているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第50条第1項第3号 (居基第68条第1項第3号) 規則83第51条第1項第4号 (予基第76条第1項第8号)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊な看護等を行っていないか。</li> <li>※ 広く一般に認められていない看護等は行ってはならない。 例) 加持祈祷等の医療行為とは認められないもの。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第50条第1項第5号 (居基第68条第1項第5号) 規則83第51条第1項第5号 (予基第76条第1項第9号)

17 主治の医師との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定(介護予防)訪問看護が行われるよう必要な管理をしているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第51条第1項(居基第69条第1項) 規則83第52条第1項(予基第77条第1項)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定(介護予防)訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第51条第2項(居基第69条第2項) 規則83第52条第2項(予基第77条第2項)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>主治の医師に(介護予防)訪問看護計画書及び(介護予防)訪問看護報告書を提出し、指定(介護予防)訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図っているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第51条第3項(居基第69条第3項) 規則83第52条第3項、第53条第1項、第6項(予基第76条第1項第2号、第11号、第77条第3項)
18 (介護予防)訪問看護計画書の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師等(准看護師を除く。)は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した(介護予防)訪問看護計画書を作成しているか。 ※ 計画書は令和3年4月から新たに示された様式を標準として作成しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第52条第1項(居基第70条第1項) 規則83第53条第1項(予基第76条第1項第2号) 居解第3の三の3の(5)の②
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(介護予防)訪問看護計画書は、居宅(介護予防)サービス計画の内容に沿ったものか。 ※ (介護予防)訪問看護計画書作成後に居宅(介護予防)サービス計画が作成された場合にも内容を確認し、必要に応じて変更しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第52条第2項(居基第70条第2項) 規則83第53条第2項(予基第76条第1項第3号) 居解第3の三の3の(5)の④
	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師等(准看護師を除く。)は、(介護予防)訪問看護計画書を作成した際には、利用者又はその家族に対してその内容等について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第52条第3項(居基第70条第3項) 規則83第53条第3項(予基第76条第1項第4号) 居解第3の三の3の(5)の③、⑤
	<ul style="list-style-type: none"> <li>理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士による(介護予防)訪問看護については、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるものであること等を説明し、利用者の同意を得ているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居解第3の三の3の(5)の⑤
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(介護予防)訪問看護計画書を利用者に交付しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第52条第4項(居基第70条第4項) 規則83第53条第4項(予基第76条第1項第5号)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師等(准看護師を除く。)は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握(モニタリング)を行っているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則83第53条第5項(予基第76条第1項第10号)



18 (介護予防)訪問看護計画書の作成(つづき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師等(准看護師を除く。)は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の当該計画を主治の医師に提出しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則83第53条第8項(予基第76条第1項第13号)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅サービス計画(介護予防サービス計画)を作成している指定居宅介護支援事業者(指定介護予防支援事業者)から(介護予防)訪問看護計画の提供の求めがあった際には、(介護予防)訪問看護計画を提供することに協力するよう努めているか。</li> </ul>	はい・いいえ	居解第3の三の3の(5)の⑪ (準用第3の一の3の(14)の⑥) 予解第4の三の2の(2)の⑥
19 (介護予防)訪問看護報告書の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師等(准看護師を除く。)は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しているか。※当該報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいう。 ※ 報告書は令和3年4月から新たに示された様式を標準として作成しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第52条第5項(居基第70条第5項) 居解第3の三の3の(5)の⑦  訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて(平成12年3月30日老企第五五号) (今回改正:令和3年3月16日老高発0316第3号・老認発0316第6号・老老発0316第5号介護保険最新情報Vol.934別紙20)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者毎に、主治医及び居宅介護支援事業所からの情報、初回訪問時等に把握した基本的な情報等を記入する記録書(以下「記録書Ⅰ」という。)及び訪問毎に記入する記録書(以下「記録書Ⅱ」という。)を作成しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>記録書Ⅰには、訪問看護の依頼目的、初回訪問年月日、主たる傷病名、現病歴、既往歴、療養状況、介護状況、生活歴、主治医等の情報、家族等の緊急時の連絡先、担当の介護支援専門員名、指定居宅介護支援事業所の連絡先、その他関係機関との連絡事項等を記入しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>記録書Ⅱには、訪問年月日、病状・バイタルサイン、実施した看護・リハビリテーションの内容等必要な事項を記入しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問看護を提供している利用者については、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、看護職員(准看護師を除く。)と理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が連携し作成しているか。 具体的には、訪問看護計画書には、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供するものも含め訪問看護の内容を一体的に記載するとともに、訪問看護報告書には訪問日や主な内容を記載することに加え、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供した指定訪問看護の内容とその結果等を記載した文書を添付しているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居解第3の三の3の(5)の⑧
	<ul style="list-style-type: none"> <li>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定(介護予防)訪問看護を提供している利用者については、計画書及び報告書の作成にあたって、訪問看護サービス利用開始時及び利用者の状態の変化等に合わせ、定期的な看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価を行っているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居留第二の4の(4)の⑥ 予留第二の3の(4)の⑥

19 (介護予防)訪問看護報告書の作成(つづき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師等(准看護師を除く。)は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、当該指定介護予防支援事業者に報告しているか。また当該報告書について主治の医師に定期的に提出しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則83第53条第6項(予基第76条第1項第11号)
20 同居家族へのサービス提供の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師等の同居の家族である利用者に対してサービスの提供をさせていないか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第53条(居基第71条) 規則83第54条(予基第70条)
21 利用者に関する市町村への通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 正当な理由なしに(介護予防)訪問看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。</li> <li>② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</li> </ul> </li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	規則82第54条【準用第27条】 (居基第74条(準用第26条)) 規則83第55条【準用第43条】 (予基第74条(準用第50条の3))
22 緊急時等の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師等は、現に指定(介護予防)訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じているか。</li> <li>* 対応マニュアルの作成 ( <input type="checkbox"/> 有・無 )</li> </ul>	はい・いいえ	条例35第23条(居基第72条) 条例36第23条(予基第71条)
23 管理者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理者は、事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第54条【準用第36条】 (居基第74条(準用第52条)) 規則83第55条【準用第37条】 (予基第74条(準用第52条))
	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理者は、従業者に必要な指揮命令を行っているか。</li> </ul>	はい・いいえ	
24 運営規程	<ul style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 事業の目的及び運営の方針</li> <li><input type="checkbox"/> 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li><input type="checkbox"/> 営業日及び営業時間</li> <li><input type="checkbox"/> サービスの内容及び利用料その他の費用の額</li> <li><input type="checkbox"/> 通常の事業の実施地域</li> <li><input type="checkbox"/> 緊急時等における対応方法</li> <li><input type="checkbox"/> 虐待の防止のための措置に関する事項 (令和6年3月31日までは努力義務)</li> <li><input type="checkbox"/> その他運営に関する重要事項</li> </ul> </li> </ul>	はい・いいえ	規則82第44条(居基第73条) 規則83第45条(予基第72条)

25 勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定(介護予防)訪問看護事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、専従・兼務の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</li> </ul>	はい・いいえ	<p>規則82第54条【準用第5条第1項】 (居基第74条(準用第30条第1項)) 規則83第44条の2(予基第72条の2) 居解第3の三の3の(10)の② (準用第3の一の3の(21)の①) 予解第4の一 (準用第3の一の3の(21)の①)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師等に派遣労働者はいないか。 ※ 労働者派遣法(昭和60年法律第88号)に規定する派遣労働者(紹介予定派遣に係る者を除く。)であってはならない。</li> </ul>	はい・いいえ	<p>居解第3の三の3の(10)の② 予解第4の一 (準用第3の三の3の(10)の②)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の労働時間を適正に把握するため、職員の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し記録しているか。 * 確認及び記録の方法  <input type="checkbox"/> 使用者自ら現認し記録  <input type="checkbox"/> タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録により確認し記録  <input type="checkbox"/> 自己申告による記録  → 実際の労働時間と合致しているかの実態調査 ( はい・いいえ )  調査頻度:年 <input type="text"/> 回 確認方法: <input type="text"/></li> </ul>	はい・いいえ	<p>労働基準法 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン(平成29.1.20厚生労働省策定)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	<p>規則82第54条【準用第5条第3項】 (居基第74条(準用第30条3項)) 規則83第44条の2第3項 (予基第72条の2第3項)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントの内容及び同ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	<p>規則82第54条【準用第5条第4項】 (居基第74条(準用第30条4項)) 規則83第44条の2第4項 (予基第72条の2第4項)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談(苦情を含む)に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	<p>居解第3の三の3の(10) 予解第4の一 (準用第3の一の3の(21)の④)</p>
	<p>(事業主が講じることが望ましい取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)及び③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)を行っているか。</li> </ul>	はい・いいえ	<p>(参照) ○「介護職場におけるハラスメント対策マニュアル」(厚生労働省) ○「(管理職・職員向け)研修のための手引き」(厚生労働省)</p>

<p>26 業務継続計画の策定等</p> <p>※ 令和6年3月31日までは努力義務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、以下の項目を記載した計画(業務継続計画)を策定しているか。</li> </ul> <p>① 感染症に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)</li> <li><input type="checkbox"/> 初動対応</li> <li><input type="checkbox"/> 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)</li> </ul> <p>② 災害に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)</li> <li><input type="checkbox"/> 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)</li> <li><input type="checkbox"/> 他施設及び地域との連携</li> </ul>	はい・いいえ	<p>条例35第24条【準用第7条の2】(居基第74条(準用第30条の2))</p> <p>条例35第24条【準用第17条の2】(予基第74条(準用第53条の2の2))</p> <p>居解第3の三の3の(6)</p> <p>(参照第3の二の3の(7))</p> <p>(参照)</p> <p>○ 介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン(厚生労働省)</p> <p>○ 介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン(厚生労働省)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うための研修(新規採用時及び年1回以上)を開催しているか。</li> </ul> <p>※ 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。</p>	はい・いいえ	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等の訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に実施しているか。</li> </ul> <p>※ 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。</p>	はい・いいえ	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</li> </ul>	はい・いいえ	

27 衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定(介護予防)訪問看護事業者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。また、設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</li> </ul> <p>* 確認例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 年1回は健康診断を実施 ( 全員・一部・無 )</li> <li><input type="checkbox"/> 感染対策マニュアルの作成</li> <li><input type="checkbox"/> 感染予防に関する研修の実施</li> <li><input type="checkbox"/> 手指洗浄設備の設置</li> <li><input type="checkbox"/> 設備の清掃、保管、消毒の状況</li> <li><input type="checkbox"/> 連続して訪問を行う場合の替えのエプロンの用意 等</li> <li><input type="checkbox"/> 使い捨て用品(使い捨て手袋等)の使用、及びその使用後の処分の状況</li> <li><input type="checkbox"/> 消毒液の保有及び適切な交換</li> <li><input type="checkbox"/> 清潔・不潔の別の徹底</li> </ul>	はい・いいえ	<p>条例35第24条【準用第10条】 (居基第74条(準用第31条)) 条例36第24条【準用第18条の3】 (予基第74条(準用第53条の3)) 居解第3の三の3の(7) (準用第3の一の3の(23)) 予解第4の一 (準用第3の一の3の(23))</p>
<p>※ 令和6年3月31日までは努力義務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「感染対策委員会」(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を設置し、おおむね6月に1回以上定期的に開催しているか。</li> </ul> <p>※ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。</p>	はい・いいえ	<p>※ 事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「感染対策委員会」の結果について、看護師等に周知徹底しているか。</li> </ul>	はい・いいえ		
<ul style="list-style-type: none"> <li>「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」を整備しているか。</li> </ul>	はい・いいえ		
<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的(新規採用時及び年1回以上)に実施しているか。</li> </ul>	はい・いいえ		
<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的(年1回以上)に実施しているか。</li> </ul>	はい・いいえ		
28 掲示	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の見えやすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他利用申込者の選択に資すると認められる事項を掲示しているか。</li> </ul> <p>※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができる。</p>	はい・いいえ	<p>規則82第54条【準用第29条】 (居基第74条(準用第32条)) 規則83第55条【準用第43条の2】 (予基第74条(準用第53条の4))</p>

29 秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の従業者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。</li> <li>* 従業員の秘密保持誓約書の有無 ( <input checked="" type="checkbox"/> 有・無 )</li> <li>* 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(H29.4.14厚生労働省)を確認しているか。 ( <input checked="" type="checkbox"/> 有・無 )</li> </ul>	はい・いいえ	条例35第24条【準用第11条】 (居基第74条(準用第33条第1、2項)) 条例36第24条【準用第18条の4】 予基第74条(準用第53条の5第1、2項)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。また、利用目的を特定して了承を得ているか。</li> <li>* 同意文書の有無 ( <input checked="" type="checkbox"/> 有・無 )            ※重要事項説明書等により包括同意がとれていれば可</li> <li>* 本人の同意 ( <input checked="" type="checkbox"/> 有・無 ) ※本人の個人情報を用いる場合</li> <li>* 家族の同意 ( <input checked="" type="checkbox"/> 有・無 ) ※家族の個人情報を用いる場合</li> <li>* 利用目的の特定 ( <input checked="" type="checkbox"/> 有・無 )</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第54条【準用第30条】 (居基第74条(準用第33条第3項)) 規則83第55条【準用第43条の3】 (予基第74条(準用第53条の5第3項))
30 広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所についての広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものになっていないか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	規則82第54条【準用第31条】 (居基第74条(準用第34条)) 規則83第55条【準用第43条の4】 (予基第74条(準用第53条の6))
31 居宅介護(介護予防)支援事業者に対する利益提供の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第54条【準用第32条】 (居基第74条(準用第35条)) 規則83第55条【準用第43条の5】 (予基第74条(準用第53条の7))
32 苦情処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者またはその家族からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じているか。</li> <li>* 苦情相談窓口の設置 ( <input checked="" type="checkbox"/> 有・無 )</li> <li>* 苦情相談窓口担当者 ( <input type="checkbox"/> )</li> </ul>	はい・いいえ	条例35第24条【準用第12条第1項】 (居基第74条(準用第36条1項)) 条例36第24条【準用第18条の5第1項】 (予基第74条(準用第53条の8第1項))
	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口の連絡先、苦情処理の体制等を利用者またはその家族に知らせるとともに、事業所に掲示しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 連絡先:①事業所窓口、②市町、③国保連</li> </ul>	はい・いいえ	居解第3の三の3の(10) (準用第3の一の3の(28)の①)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容を記録しているか。</li> <li>※市町又は国保連から求めがあれば、改善状況を報告する必要がある。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	条例35第24条【準用第12条第2項】 (居基第74条(準用第36条第2項)) 条例36第24条【準用第18条の5第2項】 (予基第74条(準用第53条の8第2項))
	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行っているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居解第3の一の3の(10) (準用第3の一の3の(28)の②)

33 地域との連携等	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の運営に当たり、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市町が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町が実施する事業に協力するよう努めているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	規則82第54条【準用第33条】 (居基第74条(準用第36条の2))
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の所在する建物と同一の建物(サービス付き高齢者向け住宅等)に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	規則83第55条【準用第43条第6項】 (予基第74条(準用第53条の9))
34 事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定(介護予防)訪問看護の提供により事故が発生した場合、速やかに市町、利用者の家族、利用者に係る居宅介護(介護予防)支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</li> </ul> <p>* 事故対応マニュアルの作成 ( <input checked="" type="checkbox"/> 有・無 )</p>	はい・いいえ ・非該当	条例35第24条【準用第14条第1項】 (居基第74条(準用第37条第1項)) 条例36第24条【準用第18条の7第1項】 (予基第74条(準用第53条の10第1項))
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故の状況及び処置について記録しているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	条例35第24条【準用第14条第2項】 (居基第74条(準用第37条第2項)) 条例36第24条【準用第18条の7第2項】 (予基第74条(準用第53条の10第2項))
	<ul style="list-style-type: none"> <li>賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っているか。</li> </ul> <p>* 損害賠償保険への加入 ( <input checked="" type="checkbox"/> 有・無 )</p> <p>* 保険会社名 ( <input type="text"/> )</p>	はい・いいえ ・非該当	規則82第54条【準用第10条】 (居基第74条(準用第37条第3項)) 規則83第55条【準用第39条の4】 (予基第74条(準用第53条の10第3項))
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故が生じた際には、再発生を防ぐための対策を講じているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居解第三の3の(10) (準用第3の一の3の(30)の③) 予解第四の一
35 虐待の防止	<p>① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図っているか。</p> <p>* 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。</p> <p>* 事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p>	はい・いいえ	条例35第24条【準用第10条の2】 規則82第54条【準用第8条の3】 (居基第74条(準用第37条の2)) 条例36第24条【準用第18条の3の2】 規則82第55条【準用第39条の2の3】 (予基第74条(準用第53条の10の2)) 居解第三の三の3の(8) (参照第三の一の3の(31))
<p>※ 令和6年3月31日までは努力義務</p>			

35 虐待の防止 (つづき) <b>※ 令和6年3月31日  までは努力義務</b>	② 虐待防止のための指針を整備しているか。 <項目> <input type="checkbox"/> 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 <input type="checkbox"/> 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 <input type="checkbox"/> 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 <input type="checkbox"/> 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 <input type="checkbox"/> 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 <input type="checkbox"/> 成年後見制度の利用支援に関する事項 <input type="checkbox"/> 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 <input type="checkbox"/> 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 <input type="checkbox"/> その他虐待の防止の推進のために必要な事項	はい・いいえ	条例35第24条【準用第10条の2】 規則82第54条【準用第8条の3】 (居基第74条(準用第37条の2)) 条例36第24条【準用第18条の3の2】 規則82第55条【準用第39条の2の3】 (予基第74条(準用第53条の10の2)) 居解第3の三の3の(8) (参照第3の一の3の(31))
	③ 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的（新規採用時及び年1回以上）に実施するとともに、内容について記録しているか。	はい・いいえ	
	④ 上記①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 <b>※ 虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業員が務めることが望ましい。</b>	はい・いいえ	
36 会計の区分	・ 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定(介護予防)訪問看護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。  <b>※ 具体的方法は「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」、「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」を参照</b>	はい・いいえ	規則82第54条【準用第34条】 (居基第74条(準用第38条)) 規則83第55条【準用第43条の7】 (予基第74条(準用第53条の11)) 平成13年3月28日老振発第18号 平成24年3月29日老高発0329第1号



37 記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第45条第1項 (居基第73条の2第1項) 規則83第46条第1項 (予基第73条第1項)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。(介護給付費請求書等の保管期限は5年)</li> <li>※「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。</li> <li><input type="checkbox"/> 主治の医師による指示の文書</li> <li><input type="checkbox"/> (介護予防)訪問看護計画書</li> <li><input type="checkbox"/> (介護予防)訪問看護報告書</li> <li><input type="checkbox"/> 提供した具体的なサービスの内容等の個人別記録</li> <li><input type="checkbox"/> 市町への通知に係る記録</li> <li><input type="checkbox"/> 苦情の内容等の記録</li> <li><input type="checkbox"/> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第45条第2項 (居基第73条の2第2項) 規則83第46条第2項 (予基第73条第2項) 介護給付費請求書等の保管について(H13事務連絡)  ※市町への通知 (居基:第26条・予基:第50条の3に規定する通知をいう。)

#### 第4 変更の届出等

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
1 変更の届出等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次に掲げる事項に変更があったときは、10日以内に県へ届け出ているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 事業所の名称及び所在地</li> <li><input type="checkbox"/> 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</li> <li><input type="checkbox"/> 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限り)</li> <li><input type="checkbox"/> 事業所の病院若しくは診療所又はその他の訪問看護事業所のいずれかの別</li> <li><input type="checkbox"/> 事業所の平面図</li> <li><input type="checkbox"/> 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びに免許証の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 運営規程</li> <li>※ 運営規程のうち、「従業者の職種、員数及び職務の内容」の変更の場合は都度の届出は要しない。4月1日時点の従業者の員数が、前年4月1日の従業者の配置状況と比較して増減があり、「管理者」の変更でない場合に、4月1日の配置状況を4月末までに届け出れば可。</li> <li><input type="checkbox"/> 当該申請に係る事業に係る居宅介護(介護予防)サービス費の請求に関する事項</li> </ul>	はい・いいえ	法第75条 法第115条の5 施行規則第131条第1項第3号 施行規則140条の22第1項第3号
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護報酬算定に係る加算体制の追加をしようとする場合は、変更しようとする月の前月15日までに提出しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	居留第一の1の(6) 予留第一の1の(6)

第5 介護給付費の算定

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令								
1 基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用の額は、介護報酬の告示上の額が算定されているか。「介護給付費単位数表」※施設入所者の外泊期間は算定不可(病院・診療所も同じ)</li> </ul>	はい・いいえ	居費一、二、三 予費一、二、三								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用の額は、事業所が所在する地域区分及び1単位の単価×「介護給付費単位数表に定める単位数」の金額となっているか。 【山口県地域区分・1単位の単価】</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>地域</th> <th>1単位の単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>七級地</td> <td>周南市</td> <td>10.21円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>周南市以外の地域</td> <td>10円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※ 地域は、平成30年4月1日において当該地域にかかる名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。</p>	地域区分		地域	1単位の単価	七級地	周南市	10.21円	その他	周南市以外の地域	10円
	地域区分	地域	1単位の単価								
七級地	周南市	10.21円									
その他	周南市以外の地域	10円									
<ul style="list-style-type: none"> <li>上記金額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てて計算しているか。</li> </ul>	はい・いいえ										
2 所要時間の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>通院が困難な利用者(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者並びに精神科訪問看護・指導料及び精神科訪問看護基本療養費に係る訪問看護の利用者を除く。)に対して、その主治の医師の指示(指定(介護予防)訪問看護ステーションにあつては、主治の医師が交付した文書による指示)及び(介護予防)訪問看護計画書に基づき、(介護予防)訪問看護を行っているか。 「厚生労働大臣が定める疾病等」 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であつて生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のもの)をいう。)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態</li> </ul>	はい・いいえ	居費別表の3の注1 予費別表の2の注1 平成27厚生労働省告示第94号4 平成27厚生労働省告示第94号75								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>所要時間については、現に要した時間でなく、(介護予防)訪問看護計画に位置付けられた内容を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。(実際のサービス内容・提供時間と(介護予防)訪問看護計画に乖離はないか。) ※ 概ね2時間未満の間隔の場合、それぞれの所要時間を合算する。(20分未満の訪問及び利用者の状態の変化等による緊急の訪問看護を除く。) ※ 1人の看護職員(保健師、看護師又は准看護師をいう。)が訪問看護を行った後、引き続き別の看護職員が訪問看護を行った場合は、所要時間を合算する。(准看護師が含まれば減算。) ※ 引き続き別の職員が訪問看護を行う場合であっても、他の職種(看護職員又は作業療法士等)が行う訪問看護であれば、それぞれ算定できる。</li> </ul>	はい・いいえ									

<p>3 20分未満の(介護予防)訪問看護</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>20分未満の訪問は、日中等の訪問における十分な観察、必要な助言・指導が行われることを前提としている。訪問計画上、20分未満の訪問のみが設定されることは適切ではなく、20分以上の保健師又は看護師による訪問看護を週1回以上含む設定としているか。</li> <li>※ 緊急時訪問看護加算の届出をしていることが必要。</li> </ul>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>居費別表の3の注1 予費別表の2の注1 居留第二の4の(3) 予留第二の3の(3)</p>
<p>4 准看護師による(介護予防)訪問看護の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>准看護師が訪問看護・介護予防訪問看護を行う場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。</li> <li>※ 居宅サービス計画上、准看護師の訪問が予定されている場合で、事業所の事情により准看護師ではなく保健師又は看護師が訪問するとき、又は保健師又は看護師の訪問が予定されている場合で、事業所の事情により准看護師が訪問するときを含む。</li> </ul>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>居費別表の3の注1 予費別表の2の注1 居留第二の4の(8) 予留第二の3の(7)</p>
<p>5 理学療法士等による(介護予防)訪問看護の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)が(介護予防)訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数を算定しているか。</li> <li>※ 理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置付けのものである。</li> <li>※ 言語聴覚士による訪問において提供されるものは、あくまで看護業務の一部であることから、言語聴覚士の業務のうち保健師助産師看護師(昭和23年法律第203号)の規定に関わらず業とすることができるとされている診療の補助行為(言語聴覚士法(平成9年法律第132号)第42条第1項)に限られる。</li> <li>[参考]言語聴覚士法第42条(抄) 医師又は歯科医師の指示の下に、嚥下訓練、人工内耳の調整その他厚生労働省令で定める行為を行うことを業とすることができる。</li> <li>理学療法士等による(介護予防)訪問看護は、1回当たり20分以上訪問看護を実施することとし、1人の利用者につき週に6回を限度として算定しているか。</li> <li>理学療法士等が1日に2回を超えて(3回以上)訪問看護・介護予防訪問看護を行う場合は、1回につき所定単位数の100分の90(介護予防訪問看護は100分の50)に相当する単位数を算定しているか。</li> <li>※ 当該扱いは、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が連続して3回以上(介護予防)訪問看護を行った場合だけでなく、例えば午前中に2回、午後1回行った場合も同様。</li> <li>(例)1日の訪問看護が3回である場合の訪問看護費 1回単位数×(90(介護予防の場合は50)/100)×3回</li> </ul>	<p>はい・いいえ ・非該当</p> <p>はい・いいえ ・非該当</p> <p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>居費別表の3の注1 予費別表の2の注1 居留第二の4の(4) 予留第二の3の(4)</p>

5 理学療法士等による介護予防訪問看護の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者に対して、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による介護予防訪問看護の利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が介護予防訪問看護を行う場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算しているか。</li> <li>※ 入院による中断があり、かつ、医師の指示内容に変更がある場合は、新たに利用が開始されたものとする。また、本取扱いについては、令和3年4月から起算して12月を超える場合から適用されるものであること。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	予費別表の2の注13 予留第二の3の(19)
6 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して行う訪問看護の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の名称及び住所等をあらかじめ届け出ているか。</li> <li>※ 緊急時訪問看護加算の届出をしていることが必要。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居費別表の3の注2 居留第二の4の(5) 平成27厚生労働省告示第96号3
7 早朝・夜間・深夜加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>早朝又は夜間及び深夜に訪問看護を行った場合は、所定単位数に加算しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 早朝:午前6時～午前8時(基本単位数×1.25)</li> <li><input type="checkbox"/> 夜間:午後6時～午後10時(基本単位数×1.25)</li> <li><input type="checkbox"/> 深夜:午後10時～午前6時(基本単位数×1.50)</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居費別表の3の注3 予費別表の2の注2
	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅サービス計画上又は訪問看護計画上、訪問看護のサービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に、当該加算を算定しているか。</li> <li>※ 対象時間帯のサービス提供時間のごくわずかである場合は算定できない。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居留第二の4の(9) (参照居留第二の2の(11)) 予留第二の3の(8)
8 複数名訪問加算(I)	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の要件を満たして、1回につき254単位(所要時間30分未満の場合)又は402単位(所要時間30分以上の場合)を所定単位数に加算しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 利用者又は家族の同意を得ている。</li> <li><input type="checkbox"/> 次のいずれかに該当している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合</li> <li>② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合</li> <li>③ その他利用者の状況等から判断して、上記の要件に準ずると認められる場合</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 単に2人の看護師等が同時に訪問看護を行ったことのみをもって算定することはできない。また、両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であること。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居費別表の3の注4の(1) 予費別表の2の注3の(1) 居留第二の4の(10) 予留第二の3の(9) 平成27厚生労働省告示第94号5 平成27厚生労働省告示第94号76

<p>8 複数名訪問加算 (Ⅱ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の要件を満たして、1回につき201単位(所要時間30分未満の場合)又は317単位(所要時間30分以上の場合)を所定単位数に加算しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 利用者又は家族の同意を得ている。</li> <li><input type="checkbox"/> 次のいずれかに該当している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合</li> <li>② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合</li> <li>③ その他利用者の状況等から判断して、上記の要件に準ずると認められる場合</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 単に2人の看護師等が同時に訪問看護を行ったことのみをもって算定することはできない。訪問看護を行う一人が看護師等であり、同時に訪問する一人が看護補助者であること。また、訪問看護補助者は、訪問看護事業所に雇用されていること。</li> </ul>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>居費別表の3の注4の(2) 予費別表の2の注3の(2) 居留第二の4の(10) 予留第二の3の(9) 平成27厚生労働省告示第94号5 平成27厚生労働省告示第94号76</p>
<p>9 1時間30分以上の (介護予防)訪問看護への加算</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な管理を必要とする利用者(厚生労働大臣が定める状態)に対して、所要時間1時間以上1時間30分未満の指定(介護予防)訪問看護を行った後に引き続き指定(介護予防)訪問看護を行った場合であって、当該(介護予防)訪問看護の所要時間を通算した時間が1時間30分以上となるときは、1回につき300単位を所定単位数に加算しているか。</li> <li>「厚生労働大臣が定める状態」・・・次のいずれかに該当する状態</li> <li>イ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態</li> <li>ロ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態</li> <li>ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している場合</li> <li>ニ 真皮を越える褥瘡の状態</li> <li>ホ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態</li> </ul>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>居費別表の3の注5 予費別表の2の注4 居留第二の4の(11) 予留第二の3の(10) 平成27厚生労働省告示第94号6 平成27厚生労働省告示第94号77</p>

10 同一敷地内建物等に居住する利用者への(介護予防)訪問看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは訪問看護事業所と同一の建物に居住する利用者に対して(介護予防)訪問看護を行う場合は、当該建物に居住する利用者が1月当たり50人以上である場合を除き、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。</li> <li>※「同一敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」 当該建物の一階部分に事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合、同一敷地内の別棟や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合等が該当。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居費別表の3の注6 居留第二の4の(12) (参照居留第二の2の(14)) 予費別表の2の注5 予留第二の3の(11) (参照予留第二の2の(4))
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対して(介護予防)訪問看護を行う場合であって、当該建物に居住する利用者が1月当たり50人以上である場合のものについて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。</li> <li>※「同一敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」 上記に同じ。</li> <li><input type="checkbox"/> 利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。</li> <li><input type="checkbox"/> 1月間の利用者数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を当該月の日数で除して得た値。(少数点以下切り捨て。)</li> <li><input type="checkbox"/> (介護予防)訪問看護事業所と同一敷地内に複数の建物がある場合は、建物ごとの利用者数による。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記以外の範囲に所在する建物に居住する利用者に対して(介護予防)訪問看護を行う場合は、当該建物に居住する利用者が1月当たり20人以上であるものについて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。</li> <li><input type="checkbox"/> 1月間の利用者数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を当該月の日数で除して得た値。(少数点以下切り捨て。)</li> <li><input type="checkbox"/> 同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数は合算しない。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	

<p>11 特別地域訪問看護加算</p> <p>※算定届出が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所又はその一部として使用される事務所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在する場合に、その看護師等が指定(介護予防)訪問看護を行った場合は、1回につき(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携している場合は1月につき)所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</li> <li>※「厚生労働大臣が定める地域」…H24.3.13告示120 → 該当地域は「かいごへるぷやまぐち」に掲載</li> <li>※ 所定単位数には緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を含まない。</li> <li>※ サテライト事業所のみが加算該当地域の場合は、当該サテライトのみ加算。</li> </ul>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>居費別表の3の注7 予費別表の2の注6 居留第二の4の(13) (参照居留第二の2の(15)) 予留第二の3の(12) H24厚生労働省告示第120号</p>
<p>12 中山間地域等における小規模事業所加算</p> <p>※算定届出が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所又はその一部として使用される事務所が厚生労働大臣が定める地域に所在しているか。</li> <li>※「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」…H21.3.13告示83の一 → 該当地域は「かいごへるぷやまぐち」に掲載</li> <li>※ 所定単位数には緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を含まない。</li> <li>※ 11「特別地域訪問看護加算」と同時に算定することはできない。</li> </ul>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>居費別表の3の注8 予費別表の2の注7 居留第二の4の(14) (参照居留第二の2の(16)) 予留第二の3の(13) (参照予留第二の2の(5)) H21厚生労働省告示83号1 H27厚生労働省告示第96号4 H27厚生労働省告示第96号70</p>
<p>13 中山間地域等に居住する利用者へのサービス提供加算</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に対して、事業所の運営規程に規定する通常の事業の実施地域を越えて、指定(介護予防)訪問介護を行った場合には、1回につき(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して行った場合には1月につき)所定の単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</li> <li>※「厚生労働大臣が定める地域」…H21.3.13告示83の二 → 該当地域は「かいごへるぷやまぐち」に掲載</li> <li>※ 所定単位数には緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を含まない。</li> </ul>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>居費別表の3の注9 予費別表の2の注8 H21厚生労働省告示83号2</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加算を算定した場合に、利用者から別途交通費の支払いを受けていないか。</li> </ul>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>居留第二の4の(15) (参照居留第二の2の(17)) 予留第二の3の(14) (参照予留第二の2の(6))</p>

14 緊急時(介護予防)訪問看護加算  ※算定届出が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の要件を満たして、1月につき574単位(訪問看護ステーション)または315単位(医療機関)を所定単位数に加算しているか。</li> </ul> <input type="checkbox"/> 利用者の同意を得ている。 <input type="checkbox"/> 24時間連絡体制にあり、対応可能な職員体制(複数対応、最低2人以上)であること。(訪問看護ステーション)	はい・いいえ ・非該当	居費別表の3の注10 予費別表の2の注9 H27厚生労働省告示第95号7 H27厚生労働省告示第95号103
	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該月の第1回目の介護保険の給付対象となる(介護予防)訪問看護を行った日の所定単位数に加算しているか。</li> </ul> <p>※ 当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける緊急時訪問看護加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における24時間対応体制加算は算定できない。</p>	はい・いいえ ・非該当	居留第二の4の(16)② 予留第二の3の(15)②
	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該月において計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問看護を行った場合は、居宅(介護予防)サービス計画の変更を行っているか。</li> </ul> <p>※ 当該緊急時訪問の所要時間に応じた所定単位数を算定できる。</p>	はい・いいえ ・非該当	居留第二の4の(16)③ 予留第二の3の(15)③
	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該加算を算定している利用者に対して緊急時訪問を行った場合、早朝・夜間、深夜加算を算定していないか。</li> </ul> <p>※ ただし、1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定する。</p>	はい・いいえ ・非該当	居留第二の4の(16)④ 予留第二の3の(15)④
	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時(介護予防)訪問看護加算は、1人の利用者につき1か所の事業所に限り算定できる加算であるため、利用者が他の事業所から同加算に係る訪問看護を受けていないか確認しているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居留第二の4の(16)④ 予留第二の3の(15)④



15 特別管理加算 ※算定届出が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別な管理を必要とする利用者(厚生労働大臣が定める状態)に対して、計画的な管理を行った場合に加算しているか。</li> </ul> <p>加算Ⅰ(1月につき500単位)の「厚生労働大臣が定める状態」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態</li> </ul> <p>加算Ⅱ(1月につき250単位)の「厚生労働大臣が定める状態」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ロ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態</li> <li>ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している場合</li> <li>ニ 真皮を越える褥瘡の状態</li> <li>ホ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態</li> </ul> <p>※ 訪問の際、症状が重篤であった場合には、速やかに 医師による診療を受けることができるよう必要な支援を行うこと。</p>	はい・いいえ ・非該当	居費別表の3の注11 予費別表の2の注10 居留第二の4の(17) 予留第二の3の(16) H27厚生労働省告示94号7 H27厚生労働省告示94号6
	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別管理加算は、1人の利用者につき1か所の事業所に限り算定できる加算であるため、利用者が2か所以上の事業所から(介護予防)訪問看護を利用する場合については、事業所相互の合議により分配しているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居留第二の4の(17)③ 予留第二の3の(16)③
	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該月の第1回目の介護保険の給付対象となる(介護予防)訪問看護を行った日の所定単位数に加算しているか。</li> </ul> <p>※ 当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける特別管理加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算は算定できない。</p>	はい・いいえ ・非該当	居留第二の4の(17)② 予留第二の3の(16)②

<p>16 ターミナルケア加算 ※算定届出が必要 (居宅)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅で死亡した利用者に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に2日(死亡日及び死亡日前14日以内に当該利用者(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。)に対して訪問看護を行っているにあっては、1日)以上ターミナルケアを行っている(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)場合に、死亡月につき2,000単位を算定しているか。</li> </ul> <p>「厚生労働大臣が定める状態」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ →自己点検表18ページ1「厚生労働大臣が定める疾病等」参照</li> <li>ロ 急性増悪その他当該利用者の主治医が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態</li> </ul> <p>※ 在宅で死亡した利用者の死亡月に加算することとされているが、ターミナルケアを最後に行った日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定する。</p> <p>※ 訪問看護においてターミナルケアを実施中に、死亡診断を目的として医療機関へ搬送し、24時間以内に死亡が確認される場合等は算定可。</p> <p>※ 1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。</p>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>居費別表の3の注12 居留第二の4の(18) H27厚生労働省告示94号8 H27厚生労働省告示第95号8</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所は、以下の厚生労働大臣が定める基準に適合しているか。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡がとれる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、指定訪問看護を行うことができる体制を整備している。</li> <li><input type="checkbox"/> 主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルを行っていること。</li> <li><input type="checkbox"/> ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。</li> </ul>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる事項を訪問看護記録書に記録しているか。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録</li> <li><input type="checkbox"/> 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過についての記録</li> <li><input type="checkbox"/> 看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録</li> </ul> <p>(※厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人及びその家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上対応すること。)</p>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>居費別表の3の注12 居留第二の4の(18)</p>

<p>16 ターミナルケア加算 (つづき) ※算定届出が必要 (居宅)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他サービスや他保険制度との関係は適切か。</li> <li>※ 当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおけるターミナルケア加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の訪問看護ターミナルケア療養費及び訪問看護・指導料における在宅ターミナルケア加算は算定できない。</li> <li>※ 一の事業所で医療保険又は介護保険の給付の対象となる訪問看護をそれぞれ1日以上実施したときは、最後に実施した保険制度において算定する。</li> </ul>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>居費別表の3の注12 居留第二の4の(18)</p>
<p>17 主治の医師の特別な指示があった場合の取り扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問看護ステーションの場合及び病院又は診療所の場合について、指定(介護予防)訪問看護を利用しようとする者の主治の医師(介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。)が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、その指示の日から14日間に限って、訪問看護費を算定していないか(医療保険で算定しているか)。</li> </ul>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>居費別表の3の注13 予費別表の2の注11</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合について、指定訪問看護を利用しようとする者の主治の医師(介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く)が当該者が、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、指示の日数に応じて1日につき97単位を減算しているか。</li> </ul>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>居費別表の3の注14</p>
<p>18 サービス種類相互の算定関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者が次のサービスを受けている間に、訪問看護費を算定していないか。</li> <li>※ 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(訪問看護を行う場合)、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス</li> </ul>	<p>はい・いいえ</p>	<p>居費別表の3の注15</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者が次のサービスを受けている間に、介護予防訪問看護費を算定していないか。</li> <li>※ 介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護</li> </ul>	<p>はい・いいえ</p>	<p>予費別表の2の注12</p>

19 初回加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規に(介護予防)訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の指定(介護予防)訪問看護を行った日の属する月に指定(介護予防)訪問看護を行った場合に算定しているか。</li> <li>※「新規に」とは、利用者が過去2月間(暦月)に当該指定(介護予防)訪問看護事業所から指定(介護予防)訪問看護(医療保険の訪問看護を含む)の提供を受けていない場合をいう</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居費別表の3のニ 予費別表の2のハ 居留第二の4の(21) 予留第二の3の(20)
20 退院時共同指導加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院(所)中の者が退院(所)するに当たり、看護師等(准看護師を除く。)が、退院時共同指導を行った後に当該者の退院(所)後初回の訪問看護を実施した場合に算定しているか。</li> <li>※退院時共同指導は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該者又はその看護に当たる者の同意を得なければならない。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</li> <li>※特別な管理を必要とする利用者(→自己点検表21ページ9参照)に対しては、2回の算定が可能。</li> <li>※初回加算を算定する場合は、退院時共同指導加算は算定しない。</li> <li>※退院時共同加算を介護保険で請求した場合は、同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける退院時共同指導加算並びに同月に医療保険における退院時共同指導加算は算定できない。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居費別表の3のホ 予費別表の2のニ 居留第二の4の(22) 予留第二の3の(21) H27厚生労働省告示94号6
	<ul style="list-style-type: none"> <li>退院時共同指導を行った場合は、その内容を訪問看護記録書に記録しているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	
21 看護・介護職員連携強化加算 (居宅)	<ul style="list-style-type: none"> <li>次のいずれかの場合に算定しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 訪問看護事業所の看護職員が、訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、たんの吸引等の業務が円滑に行われるよう、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応についての助言を行うとともに当該訪問介護員等と同行し、利用者の居宅において業務の実施状況について確認した場合。(訪問介護員等のたんの吸引等に係る基礎的な技術取得や研修目的で、訪問看護事業所の看護職員が同行訪問を実施した場合は算定できない。)</li> <li><input type="checkbox"/> 利用者に対する安全なサービス提供体制や連携体制確保のための会議に出席した場合</li> <li>訪問介護員等と同行した場合や会議に出席した場合は、その内容を訪問看護記録書に記録しているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居費別表の3のへ 居留第二の4の(23)
はい・いいえ ・非該当			

<p>22 看護体制強化加算 (I) ※算定届出が必要</p>	<p>・ 事業所は、以下の基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(1)訪問看護ステーションである指定訪問看護事業所の場合</p> <p>① 算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上である。</p> <p>② 算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上である。</p> <p>③ 算定日が属する月の前12月において、ターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上である。</p> <p>④ 当該事業所において訪問看護の提供に当たる従業者の総数のうち、看護職員(保健師、看護師又は准看護師)の占める割合が100の60以上であること。</p> <p>※ ④の規定については、令和5年4月1日施行</p>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>居費別表の3のト(1) 居留第二の4の(24) H27厚生労働省告示第95号9</p>
	<p>(2)訪問看護ステーション以外である指定訪問看護事業所の場合</p> <p>上記(1)の①から③までに掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	
	<p>・ 看護師等が、当該加算の内容について、利用者又はその家族への説明を行い、同意を得ているか。</p>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	
	<p>・ 加算を算定するに当たっては、要件となる割合及び人数について、台帳等により毎月記録し、継続的に所定の基準を維持しているか確認しているか。</p> <p>※ 所定の基準を下回った場合については、直ちに届出を提出しなければならない。</p>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	
<p>看護体制強化加算 (II) ※算定届出が必要</p>	<p>・ 事業所は、以下の基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(1)訪問看護ステーションである指定訪問看護事業所の場合</p> <p>① 算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上である。</p> <p>② 算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上である。</p> <p>③ 算定日が属する月の前12月において、ターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上である。</p> <p>④ 当該事業所において訪問看護の提供に当たる従業者の総数のうち、看護職員(保健師、看護師又は准看護師)の占める割合が100の60以上であること。</p> <p>※ ④の規定については、令和5年4月1日施行</p>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>居費別表の3のト(2) 居留第二の4の(24) H27厚生労働省告示第95号9</p>

看護体制強化加算(Ⅱ) つづき ※算定届出が必要	(2)訪問看護ステーション以外である指定訪問看護事業所の場合 上記(1)の①から③までに掲げる基準のいずれにも適合しているか。	はい・いいえ ・非該当	居費別表の3のト(2) 居留第二の4の(24) H27厚生労働省告示第95号9
	・看護師等が、当該加算の内容について、利用者又はその家族への説明を行い、同意を得ているか。	はい・いいえ ・非該当	
	・加算を算定するに当たっては、要件となる割合及び人数について、台帳等により毎月記録し、継続的に所定の基準を維持しているか確認しているか。 ※ 所定の基準を下回った場合については、直ちに届出を提出しなければならない。	はい・いいえ ・非該当	
介護予防看護体制強化加算 ※算定届出が必要	・事業所は、以下の基準のいずれにも適合しているか。 (1)訪問看護ステーションである指定介護予防訪問看護事業所の場合 ① 算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち、緊急時介護予防訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上であること。 ② 算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上であること。 ③ 当該事業所において訪問看護の提供に当たる従業者の総数のうち、看護職員(保健師、看護師又は准看護師)の占める割合が100の60以上であること。 ※ ③の規定については、令和5年4月1日施行	はい・いいえ ・非該当	予費別表の2のホ 予留第二の3の(22) H27厚生労働省告示第95号104(第9号イを準用)
	(2)訪問看護ステーション以外である指定介護予防訪問看護事業所の場合 上記(1)の①から③までに掲げる基準のいずれにも適合しているか。	はい・いいえ ・非該当	
	・看護師等が、当該加算の内容について、利用者又はその家族への説明を行い、同意を得ているか。	はい・いいえ ・非該当	
	・加算を算定するに当たっては、要件となる割合及び人数について、台帳等により毎月記録し、継続的に所定の基準を維持しているか確認しているか。 ※ 所定の基準を下回った場合については、直ちに届出を提出しなければならない。	はい・いいえ ・非該当	

<p>23 サービス提供体制強化加算 (1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ※算定届出が必要</p>	<p>・事業所は、以下の基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)</p>		<p>居費別表の3のチ 居留第二の4の(25) (参照居留第二の3の(9)①～⑧) H27厚生労働省告示第95号10</p> <p>予費別表の2のへ 予留第二の3の(23) (参照予留第二の2の(9)①～⑧) H27厚生労働省告示第95号105</p>
	<p>① 全ての看護師等について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画を策定し、研修を実施しているか。</p> <p>※ 年度の途中で加算開始の届出をする場合は、届出を行うまでに計画を策定することで差し支えない。</p> <p>※ 各看護師等に応じた内容とし、画一的なものとならないこと。</p>	はい・いいえ ・非該当	
	<p>② 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は看護師等の技術指導を目的とした会議を概ね月に1回以上開催しているか。</p> <p>【会議の開催について】</p> <p><input type="checkbox"/> 全ての看護師等が参加すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 会議の開催状況について、概要を記録すること。</p> <p>※ 実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。</p> <p>※ 会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>	はい・いいえ ・非該当	
	<p>【利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項】</p> <p>少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向も含め、記載しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者のADLや意欲の状況</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望</p> <p><input type="checkbox"/> 家族を含む環境</p> <p><input type="checkbox"/> 前回のサービス提供時の状況</p> <p><input type="checkbox"/> その他サービス提供に当たって必要な事項</p>	はい・いいえ ・非該当	
	<p>③ 健康診断等については、全ての看護師等が、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しているか。</p>	はい・いいえ ・非該当	
<p>④ 当該事業所の看護師等のうち、勤続年数7年以上の者の割合が100分の30以上か。</p> <p>※ 前年度又は前3月の実績の平均について、常勤換算方法により算出。</p> <p>※ 各月の前月の末日時点における勤続年数をいう。</p>	はい・いいえ ・非該当		

<p>23 サービス提供体制強化加算 (2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※算定届出が必要</p>	<p>・ 事業所は、以下の基準のいずれにも適合しているか。 (2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)</p>		<p>居費別表の3のチ 居留第二の4の(25) (参照居留第二の3の(9)①～⑧) H27厚生労働省告示第95号10</p> <p>予費別表の2のへ 予留第二の3の(23) (参照予留第二の2の(9)①～⑧) H27厚生労働省告示第95号105</p>
	<p>① 全ての看護師等について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画を策定し、研修を実施しているか。 ※ 年度の途中で加算開始の届出をする場合は、届出を行うまでに計画を策定することで差し支えない。 ※ 各看護師等に応じた内容とし、画一的なものとならないこと。</p>	はい・いいえ ・非該当	
	<p>② 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は看護師等の技術指導を目的とした会議を概ね月に1回以上開催しているか。 <b>【会議の開催について】</b> <input type="checkbox"/> 全ての看護師等が参加すること。 <input type="checkbox"/> 会議の開催状況について、概要を記録すること。 ※ 実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。 ※ 会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>	はい・いいえ ・非該当	
	<p><b>【利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項】</b> 少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向も含め、記載しているか。 <input type="checkbox"/> 利用者のADLや意欲の状況 <input type="checkbox"/> 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 <input type="checkbox"/> 家族を含む環境 <input type="checkbox"/> 前回のサービス提供時の状況 <input type="checkbox"/> その他サービス提供に当たって必要な事項</p>	はい・いいえ ・非該当	
	<p>③ 健康診断等については、全ての看護師等が、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しているか。</p>	はい・いいえ ・非該当	
<p>④ 当該事業所の看護師等のうち、勤続年数3年以上の者の割合が100分の30以上か。 ※ 前年度又は前3月の実績の平均について、常勤換算方法により算出。 ※ 各月の前月の末日時点における勤続年数をいう。</p>	はい・いいえ ・非該当		



<p>24 医療保険と介護保険の給付調整</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合については、医療保険から行われるものであるが、この場合に、介護保険の緊急時訪問看護加算及び医療保険の24時間対応体制加算を同月中に同時に算定していないか。</li> <li>※ 介護保険の緊急時(介護予防)訪問看護加算及び 医療保険の24時間対応体制加算の同月における同時算定は不可。また、特別管理加算、看護・介護職員連携強化加算、ターミナルケア加算も同様の給付調整がある。</li> </ul>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について(平成18年4月28日老老発第0428001号)</p>
--------------------------	---	------------------------	---